

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年八月五日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第十四号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一警察の部中

「警察署（広島西、広島南、安佐南、海田、廿日市、東広島、安佐北、尾道、三原、福山西、福山北）」

を

「警察署（広島西、広島南、安佐南、安佐北、佐伯、海田、廿日市、東広島、福山西、福山北、尾道、三原）」

に改める。

附則

この人事委員会規則は、平成二十五年九月二日から施行する。